

統合型リゾートが集客を増やす

◆カジノを含む統合型リゾート（IR）推進法が成立

2016年12月、「特定複合観光施設区域の整備の推進に関する法律」（IR推進法）が成立し、カジノ及び会議場、レクリエーション、展示場、宿泊その他の観光の振興に寄与する施設を一体として整備する統合型リゾートが可能となった。この法は特定の地域の再開発や地域振興と絡め、民間が運営する商業施設を誘致することを狙っている。適用を受けるためには、地方公共団体が特定複合観光施設区域の申請をする必要があり、国はそれを受けて大阪、横浜など数か所に限定して区域を指定しようとしている。この法で可能になる民間事業者によるカジノの運営については厳格な規制・監視の対象とされ、ギャンブルを解禁する趣旨はない。

◆集客、交流機会をもたらす開発に大きな波及効果が期待される

IR推進法は、訪日客を増やすため観光庁が進めるMICEの誘致（企業のミーティング・セミナー（M）、企業の報奨・研修旅行（I）、学会・国際会議（C）、展示・見本市等（E））を支援するものとなる。従来MICE誘致の受け皿となるコンベンションホール等の既存施設の規模、件数は見劣りしていたがIR推進法により、集客力のある商業施設を併設することで、採算の取れる大型施設が可能となる。

カジノを含む統合型リゾートは、アジアにおいて先行事例が多い。カジノが中心のマカオとくらべ、コンベンション施設が充実したシンガポールが参考になる。10年に「マリーナ・ベイ・サンズ」と「リゾート・ワールド・セントーサ」という二つのIRを開業し、08年観光客数1,012万人、観光収入155億シンガポールドルから15年1,520万人、220億シンガポールドルまで増やしている（シンガポール政府観光局発表）。しかも国際会議開催件数は世界一である。商業施設の運営では、施設の面積こそ全体の数パーセントに留まるカジノが売り上げの8割を占めている（国土交通省「シンガポールの観光・経済社会について」2014年）。

したがって日本におけるIRは、MICEの誘致により必要となるコンベンション施設を成り立たせるものとして、シンガポール式をめざすべきだろう。カジノを含む商業施設には集客、交流機会を創出する役割が期待される。 【川口満】